

狛江市長
高 橋 都 彦 様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申（総合的評価）【案】

平成 28 年 4 月 25 日付け狛企政発第 000068 号にて狛江市長より諮問のあった「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

平成 28 年 11 月 日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会長	奥 村 隆一
副会長	内 海 貴 美
委 員	大 塚 隆 人
委 員	藤 川 隆 司
委 員	関 幸 一
委 員	島 本 和 彦
委 員	松 崎 学
委 員	小 川 憲 一 郎
委 員	松 本 和 美
委 員	平 美 和
委 員	愛 甲 悅 子
委 員	宍 戸 泉
委 員	長 谷 川 好 道
委 員	西 家 將 善
委 員	石 田 琢 智

市民参加と市民協働の実施状況（平成 27 年度）に関する総合的評価

総合的評価のまとめと提言

当審議会が答申した「無作為抽出制度の一層の活用」については、引き続き平成 28 年度に入っても推進され、この 3 年間無作為抽出制度を活用して募集した審議会等についてはすべて定員以上の応募をいただき、大きな効果があったと言える。本年度「市民モニターリングの早期導入」についても開始され、今後の活用に期待される。

4 月には、これまで審議が続けられてきた市民活動支援センターが開設された。当審議会にて状況を見守りつつ、市民参加と市民協働の推進に大きく寄与していくことを願う。

様々な施策を今後も試行錯誤しながらも改善していくという姿勢をもって、参加と協働の推進をお願いし、以下 3 つの提言を持って、当審議会の答申とする。

■ 提言 1. 「市民提案型市民協働事業」申請団体の促進

平成 26 年度に「行政提案型市民協働事業」を導入し、平成 26 年度は 4 団体、平成 27 年度には 1 団体、平成 28 年度には 2 団体が応募となり、市民協働事業の推進につながっていると言える。

従来の「市民提案型市民協働事業」においては、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間応募が無かったが平成 27 年度は 1 件、平成 28 年度は 1 件と少ないながらも応募があった。これを維持・拡大できるよう、簡易な申請書類にする、講習会を開催する等、より申請しやすい環境を整えるべきである。

■ 提言 2. 「市民モニターリング」の効果的な活用

「市民モニターリング」が開始され、定員である 50 名のモニターの方に登録していただいている。今後モニターを十分に活用し、さらなる市民参加の促進につなげていくことを期待する。

パブリックコメントや各種説明会への参加数改善や幅広い市民参加につながるよう活用されたい。その他、効果的に本制度を活用する工夫を当審議会とともに考えていく必要がある。

■ 提言 3. 市民活動支援センター「こまえくぼ 1234」の活用促進

市民活動支援センター「こまえくぼ 1234」の開設により、柏江市の市民協働がさらに広がっていくことが大いに期待される。

市としてセンターの周知・浸透を徹底していくとともに、様々な分野で連携し活用されるよう、センター登録団体への働きかけ、行政課題をセンターに提示する等、しっかりとバックアップしていただきたい。

第一章 総合的評価について

狛江市（以下「市」という。）は、いち早く、平成 15 年 4 月に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行し、以降、様々な市民参加手続きと市民協働事業を実施してきた。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）は、当該基本条例の第 30 条第 1 項の規定により設立され、同条第 2 項の規定により、市長から以下のとおり、諮問を受け調査及び審議を行っている。

（1）市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施。ほか、市民参加と市民協働の推進の検討と改善

（2）市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項

本総合的評価は、第 1 号の諮問を受け、実施するものである。

答申の提案等については、速やかに検討・実施されるようにするために、平成 27 年度と平成 28 年度上半期までの現状分析と評価を行い、抽出された課題の解決に向けた方策を提言等としてまとめた。

第二章 市民参加の評価

1. 平成 27 年度の市民参加の実施状況

（1）市民参加手続き等の種類

市民参加の定義：

「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」（基本条例第 2 条第 1 号）

市民参加に関する具体的な手続き：

- ① 審議会等（基本条例第 2 章第 2 節）
- ② パブリックコメント（同第 3 節）
- ③ 公聴会（同第 4 節）
- ④ その他の市民参加手続き（説明会、ワークショップ、フォーラムまたはシンポジウムなど）（同第 5 節）

（2）市民参加の実施状況等【資料「市民参加実施状況（平成 27 年度実績）集計結果」等参照】

◆審議会等

（公募市民委員の充足率等）

85%（平成 25 年度 83%、26 年度は 83%）

後期基本計画で定める目標（平成 31 年度 85%）を達成。

女性が占める割合は 45% で、平成 26 年度の 40% から増加した。

(審議会等の公開)

原則公開。今後も開かれた市民参加の機会が確保されるよう努めてほしい。

(会議録の公表と公表時期について)

教科書選定協議会の非公表を除き、すべての会議録が公表された。

会議録の公表時期については、期間内に公表できなかった、あるいは一部が公表できなかつたが見受けられ、さらなる改善の努力が望まれる。

◆パブリックコメント

件数：9件（平成26年度：12件）

提出意見数としては、全く意見のないものが3件あった。

このうち、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想素案に対するパブリックコメントについては、105名から提出があり、関心が高いものについては多くの意見が出される傾向が見られるが、全体としては少ない状況である。

◆公聴会

平成17年1月に、ゴミの有料化問題に関する公聴会以来、平成27年度まででは実施されていない。

◆その他の市民参加手続き

16件（平成26年度：20件）

内訳：市民説明会10件（26年度14件）、ワークショップ0件（26年度0件）、市民フォーラム3件（26年度3件）、その他3件（26年度3件）

参加者等が0名という少ないものもあり、市民モニター制度の活用など、この状況を改善する対策が必要である。

(3) 審議会等の委員アンケート集計結果

平成27年度に市の審議会等に参加していた公募市民委員を対象に行ったアンケート結果の特徴は次のとおりである。

- ①回答者の64%が60代以上で、10~30代は3%。
- ②審議会の会議内容については「充実していた」59%、「十分発言できた」55%、と前向きに捉える人が多かったが、一方で「あまり発言できなかった」方も32%となった。
- ③会議への参加については、81%が良かったと述べているが、次回積極的に応募するかについては56%に止まった。

2. 市民参加の実施等に係る評価

(1) 市民参加手続きの周知・普及

パブリックコメントやその他の市民参加手続き等における実績が少ない状況が見受けられる。平成28年度にはじまった市民モニター制度を活用する等、広めていく必要がある。

(2) 無作為抽出制度の一層の活用

平成 26 年度に新たな試みとして実施された「無作為抽出制度」が成果を上げている。さらに活用するとともに、無作為抽出で選出された方をはじめ、市民委員への説明、フォローを大切にし、実効性のある審議会等の運用につながっていくことを期待したい。

第三章 市民協働の評価

1. 平成 27 年度の市民協働の実施状況

(1) 市民協働事業の種類

市民協働の定義 :

「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が行政活動等について共同して取組むこと」

(基本条例第 2 条第 2 号)

市民協働事業の種類 :

- ① 財政的支援
- ② 参入の機会提供
- ③ 共催・後援
- ④ 意見交換・情報交換

(2) 市民協働の実施状況等【資料「平成 27 年度市民協働事業実施状況」参照】

◆財政的支援

総数は 23 件で、数年間の推移を見てもほぼ 20 件前後で固定しつつある。

財政的支援交付団体数は、平成 26 年度の 111 団体から 109 団体となっているが、避難所運営協議会については新しい団体が立ち上がっている。

◆参入の機会提供（委託、協定等）

総数は 46 件で、平成 26 年度より増加している。

協定により実施される市民協働事業提案制度については、平成 26 年度から開始された行政提案型について、4 団体が次に掲げる協働事業を平成 27 年度に実施した。

- ・終戦 70 周年平和祈念事業
- ・みんなで「エンディングノート」を考え、作ろう！
- ・低炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー発掘等事業
- ・生活保護についての正しい理解を深める協働フォーラム

平成 28 年度は、市民協働事業提案制度により、2 団体が事業を実施しているところである。

◆共催・後援

総数は 205 件で平成 26 年度と比べて大きく増加した。

◆意見交換・情報交換

総数は9件で平成26年度から増加した。フォーラムや意見交換会等、既存の事業だけではなく工夫して市民参加に取組んでいる姿勢が見受けられる。

2. 市民協働の実施等に係る評価

(1) 「市民協働事業提案制度」の促進

平成26年度から「行政提案型市民協働事業」がスタートし、これまで0件の年もあったが、継続的に実施されている。今後「市民提案型市民協働事業」においても申請が増加していく環境整備が必要である。

(2) 市民協働に関する情報発信の充実

市民協働に関する情報提供は、極めて重要であり、これで十分ということはない。4月に開設した市民活動支援センターを有効に活用しなければならない。センター登録団体への働きかけや、センターのネットワークを利用する等工夫が求められる。

(3) 市民協働事業件数増への取組み

後期基本計画の目標（平成31年度までに90件）達成に向けて、さらに市民協働の機運を醸成していく必要がある。

以上